釧路市重度心身障がい者医療費助成制度 レセプト請求方法について

2024年(令和6年)11月

釧路市こども保健部医療年金課

釧路市重度心身障がい者医療費助成制度の助成内容について

〇入院

証区分	受給者	自己負担額	公費負担者番号	
障初	3歳未満		【初診料算定時】	
	3歳~小学校就学前	無料(自己負担額なし)	45010063	
	小学生~高校生等	※初診時一部負担金は市が助成	46010062	
	18 歳~64 歳	公グでは一い女は正式はいいがは、	【再診時】	
老初	65 歳以上		45010063	
	3歳~小学校就学前	無料(自己負担額なし)	45010063	
障課	小学生~高校生等	※総医療費の1割相当額は市が助成	46010062	
	18 歳~64 歳	1割負担(月額上限 57,600 円)	45010063	
老課	65 歳以上	1割負担(月額上限 57,600 円)	45010063	

〇通院

証区分	受給者	自己負担額	公費負担者番号	
障初	3歳未満 3歳~小学校就学前 小学生~高校生等 18歳~64歳	無料(自己負担額なし) ※初診時一部負担金は市が助成	【初診料算定時】 45010063 46010062 【再診時】	
老初	65 歳以上		45010063	
障課	3歳~小学校就学前 小学生~高校生等 18 歳~64 歳	無料(自己負担額なし) ※総医療費の1割相当額は市が助成 1割負担(月額上限 18,000 円)	45010063 46010062	
老課	65 歳以上	1割負担(月額上限 18,000 円)	45010063	

〇指定訪問看護

証区分	受給者	自己負担額	公費負担者番号		
障初	3歳未満 3歳~小学校就学前 小学生~高校生等	無料(自己負担額なし) ※総医療費の1割相当額(月額上限 8,000円)は市が助成	45010063 46010062		
	18 歳~64 歳	1割負担(月額上限 8,000 円)	45010063		
老初	65 歳以上	1割負担(月額上限 8,000 円) ※重度での助成なし	助成なし		
障課	3歳~小学校就学前 小学生~高校生等	無料(自己負担額なし) ※総医療費の1割相当額(月額上限 18,000円)は市が助成	45010063 46010062		
	18 歳~64 歳	1割負担(月額上限 18,000 円)	45010063		
老課	65 歳以上	1割負担(月額上限 18,000 円) 45010063			

- ※2歳の子のうち、次に訪れる7月1日までに3歳に到達する方で3歳から「障課」となる場合、証区分を「障課」と表記していますが、助成内容については3歳の誕生月の月末まで(1日生まれは誕生日の前日まで)は、「障初」の助成内容となります。
- ※「高校生等」とは、中学校卒業後から 18 歳の誕生日の属する年度末(3 月 31 日)までに該当する方をいいます。
- ※精神障害者保健福祉手帳1級の交付による資格取得者は、入院医療は助成対象外となります。
- ※後期高齢者医療の負担割合が1割負担で課税世帯の場合は、受給者証の交付はしていません。

(参考)北海道医療給付事業による助成内容

〇入院·通院

証区分	受給者	自己負担額	公費負担者番号		
障初	0 歳~64 歳	初診時一部負担金	45010063		
老初	65 歳以上	(医科 580 円、歯科 510 円)			
障課	3歳~64 歳	炒灰 榛弗の1割出火菇	45010063		
老課	65 歳以上	総医療費の1割相当額	45010063		

〇指定訪問看護

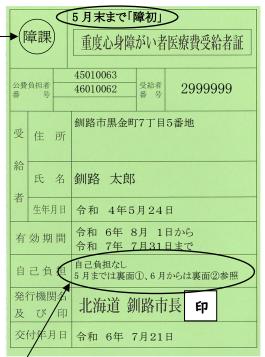
証区分	受給者	自己負担額	公費負担者番号	
障初	0 歳~64 歳	総医療費の 1 割相当額 (月額上限 8,000 円 ※3 歳未満	45010063	
老初	65 歳以上	は上限 18,000 円の場合あり)		
障課	3歳~64 歳	総医療費の1割相当額	45010063	
老課	65 歳以上	(月額上限 18,000 円)	45010063	

[※]精神障害者保健福祉手帳1級の交付による資格取得者は、入院医療は助成対象外。

受給者証について

※3歳の誕生日が次の7月1日以前の場合は、2歳児であっても証区分を「障課」と表記していますが、3歳の誕生日の属する月末(1日生まれは誕生日の前日)までは、負担区分は「障初」となります。

※この場合、受給者証上部に『●月末 まで「障初」』と表示されます。 (表面)



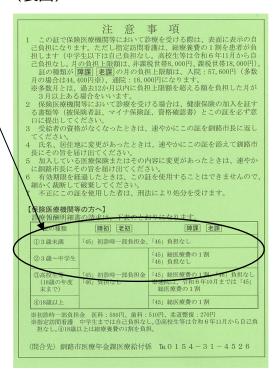
「自己負担」欄に受給者の窓口負担内容を記載しています。

受給者証の裏面に医療機関の皆様に よる請求の際の参考の表があります ので、参照の上、請求をお願いします。

(例)右の受給者証サンプルの場合、「5 月末までは裏面①参照」と記載されているので、5月末までは裏面の①に記載のとおり、「45」の自己負担は初診時一部負担金、「46」の自己負担はなしとなります。

「6月からは裏面②参照」と記載されているので、6月からは証の種類が「障課」の「45」の自己負担は総医療費の1割、「46」の自己負担はなしとなります。

(裏面)



重度心身障がい者医療費助成制度 レセプト請求の具体例 目次

証区	年齢	通院(初	通院(初	入院(初	入院(初	田文川	訪問
分	┴──選帀	診あり)	診なし)	診あり)	診なし)	調剤	看護
障初	3歳未満	P5	P6	P7	P8	P19	P24
	3歳~就学前	P5	P6	P7	P8	P19	P24
	小学生	P5	P6	P7	P8	P19	P24
	中学生	P5	P6	P7	P8	P19	P24
	高校生等	P5	P6	P7	P8	P19	P24
	18~64 歳	P5	P6	P7	P8	P19	P25
老初	65 歳以上	P9	P10	P11	P12	P20	P26
	3歳~就学前	P13		P15		P21	P27
障課	小学生	P13		P15		P21	P27
	中学生	P13		P15		P21	P27
	高校生等	P13		P15		P21	P27
	18~64歳	P14		P16		P22	P28
老課	65 歳以上	P17		P	18	P23	P29

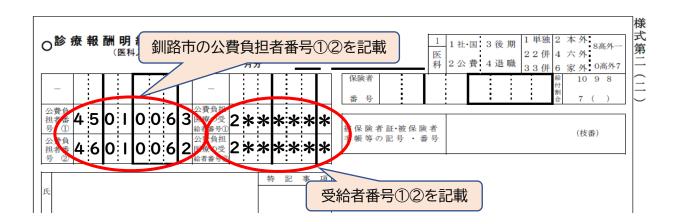
レセプト請求の具体例

診療区分: 医科・歯科通院(初診料算定あり)

受給者証の区分:「障初」

年龄:0歳~64歳

※3歳の誕生日が次の7月1日以前の場合は、2歳児であっても「障課」の場合がありますが、3歳の誕生日の属する月末(1日生まれは誕生日の前日)までは、負担区分は「障初」となります。



【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×7割(就学前は8割)=5,754円

道基準(公費①):8,220 円×3割(就学前は2割)-580 円(歯科は510 円)

=1,886円

市上乗せ(公費②):580円(歯科は510円)

受給者負担:0円



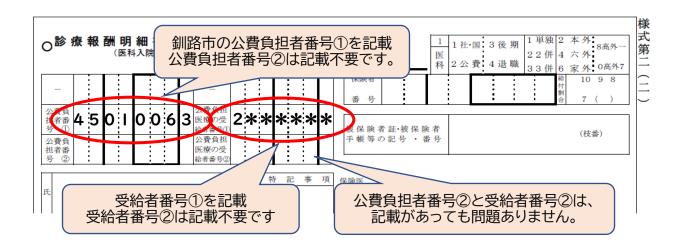
公費①(北海道基準)で580円の一部負担、公費②(市上乗せ)で初診時一部負担金を助成するので、「公費①」の「一部負担金」に580円(同月中に初診料算定が複数回あるときは580円×回数)、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします(いずれも歯科は510円)。

診療区分: 医科・歯科通院(初診料算定なし)

受給者証の区分:「障初」

年龄:0歳~64歳

※3歳の誕生日が次の7月1日以前の場合は、2歳児であっても「障課」の場合がありますが、3歳の誕生日の属する月末(1日生まれは誕生日の前日)までは、負担区分は「障初」となります。



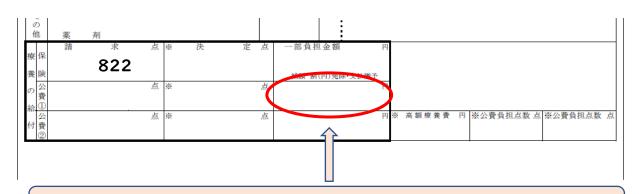
【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×7割(就学前は8割)=5,754円

道基準(公費①):8,220 円×3 割(就学前は2割)=2,466 円

受給者負担:0円



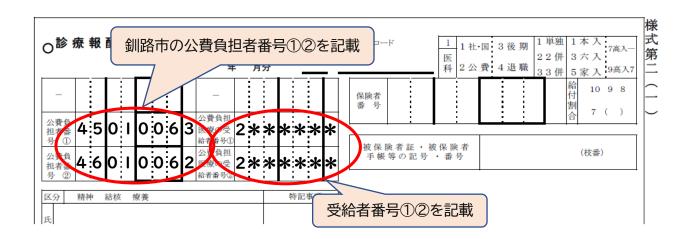
初診料算定がないため、「公費①」の「一部負担金」は空欄とします。

診療区分: 医科・歯科入院(初診料算定あり)

受給者証の区分:「障初」

年龄:0歳~64歳

※3歳の誕生日が次の7月1日以前の場合は、2歳児であっても「障課」の場合がありますが、3歳の誕生日の属する月末(1日生まれは誕生日の前日)までは、負担区分は「障初」となります。



【診療の具体例】

診療点数:9,003点

保険者: 90,030 円×7 割(就学前は8割)=63,021 円

道基準(公費①):90,030 円×3割(就学前は2割)-580 円(歯科は 510

円)=26,429円

市上乗せ(公費②):580円(歯科は510円)

受給者負担:0円



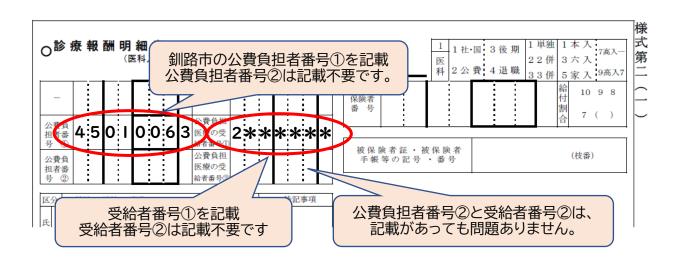
公費①(北海道基準)で 580 円の一部負担、公費②(市独自)で初診時一部負担金を助成するので、「公費①」の「一部負担金」に 580 円(同月中に初診料算定が複数回あるときは580 円×回数)、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします(いずれも歯科は 510 円)。

診療区分: 医科・歯科入院(初診料算定なし)

受給者証の区分:「障初」

年齢:0歳~64歳

※3歳の誕生日が次の7月1日以前の場合は、2歳児であっても「障課」の場合がありますが、3歳の誕生日の属する月末(1日生まれは誕生日の前日)までは、負担区分は「障初」となります。



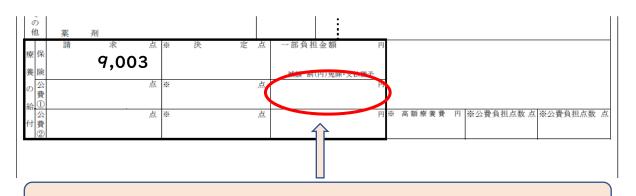
【診療の具体例】

診療点数:9,003点

保険者:90,030 円×7 割(就学前は8割)=63,021 円

道基準(公費①):90,030 円×3 割(就学前は2割)=27,009 円

受給者負担:0円

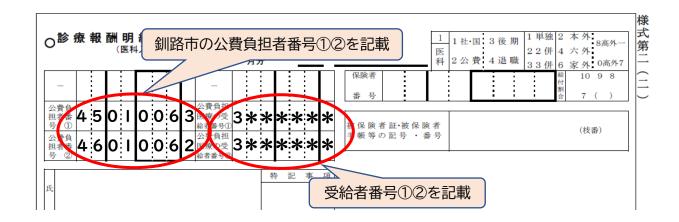


初診料算定がないため、「公費①」の「一部負担金」は空欄とします。

診療区分: 医科・歯科通院(初診料算定あり)

受給者証の区分:「老初」

年齡:65歳以上(後期高齢者医療)



【診療の具体例】

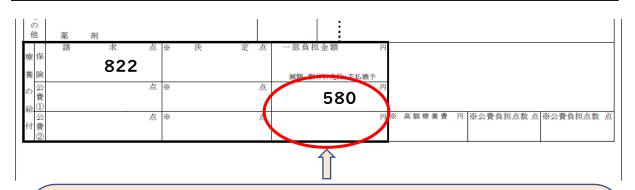
診療点数:822点

保険者:8,220 円×9 割=7,398 円

道基準(公費①):8,220 円×1 割-580 円(歯科は 510 円)=242 円

市上乗せ(公費②):580円(歯科は510円)

受給者負担:0円



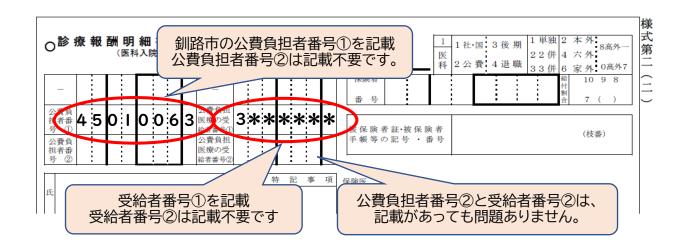
公費①(北海道基準)で 580 円の一部負担、公費②(市上乗せ)で初診時一部負担金を助成するので、「公費①」の「一部負担金」に 580 円(同月中に初診料算定が複数回あるときは 580 円×回数)、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします(いずれも歯科は510 円)。

保険適用後の自己負担額が 580 円(歯科は 510 円)を下回る場合は、公費①には実際の自己負担額を記載します(例:491 点×1 割=491 円 ⇒「491 円」と記載。

診療区分: 医科・歯科通院(初診料算定なし)

受給者証の区分:「老初」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



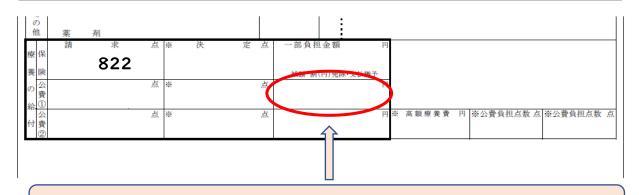
【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×9 割=7,398 円

道基準(公費①):8,220 円×1 割=822 円

受給者負担:0円

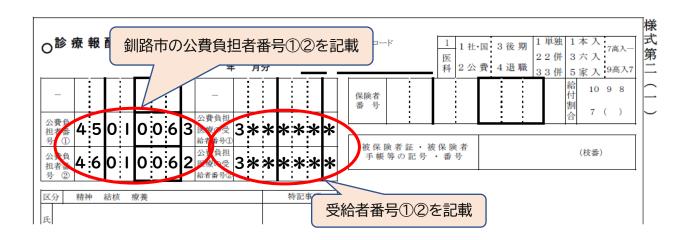


初診料算定がないため、「公費①」の「一部負担金」は空欄とします。

診療区分:医科・歯科入院(初診料算定あり)

受給者証の区分:「老初」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



【診療の具体例】

診療点数:9,003点

保険者:90,030 円×9 割=81,027 円

道基準(公費①):90,030円×1割-580円(歯科は510円)=8,423円

市上乗せ(公費②):580円(歯科は510円)

受給者負担:0円

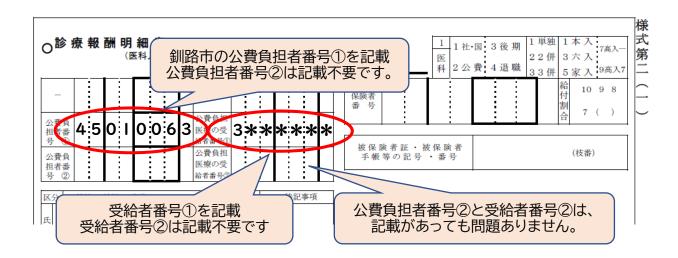


公費①(北海道基準)で 580 円の一部負担、公費②(市独自)で初診時一部負担金を助成するので、「公費①」の「一部負担金」に 580 円(同月中に初診料算定が複数回あるときは580 円×回数)、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします(いずれも歯科は 510 円)。

診療区分: 医科・歯科入院(初診料算定なし)

受給者証の区分:「老初」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



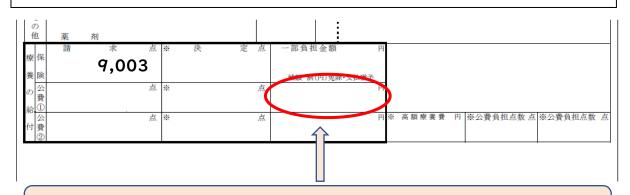
【診療の具体例】

診療点数:9,003点

保険者:90,030 円×9 割=81,027 円

道基準(公費①):90,030 円×1 割=9,003 円

受給者負担:0円

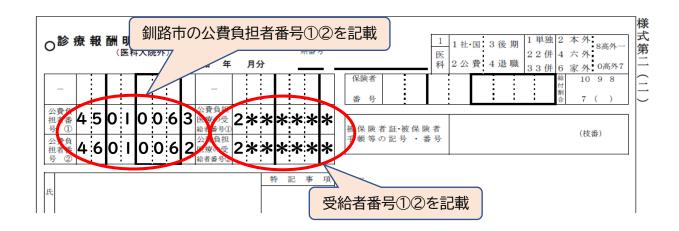


初診料算定がないため、「公費①」の「一部負担金」は空欄とします。

診療区分: 医科·歯科通院

受給者証の区分:「障課」

年齢:3歳~高校生等(18歳の年度末まで)



【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×7割=5,754円(未就学は8割6,576円)

道基準(公費①):8,220 円×2 割=1,644 円(未就学は1割822円)(月

額18,000 円を超える場合は18,000 円)

市上乗せ(公費②):8,220 円×1 割=822 円

受給者負担:0円

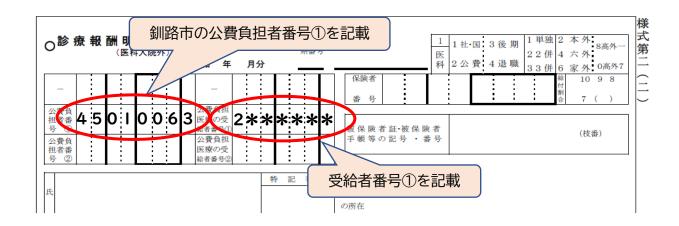


公費①(北海道基準)で822円(1割分)の一部負担、公費②(市上乗せ)で1割分を助成するので、公費①の「一部負担金」に822円と記載し、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします。

診療区分: 医科·歯科通院

受給者証の区分:「障課」

年齢:18歳(高校生等を除く)~64歳



【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×7 割=5,754 円

道基準(公費①):8,220 円×2 割=1,644 円(月額18,000 円を超える場

合は18,000円)

受給者負担:822円

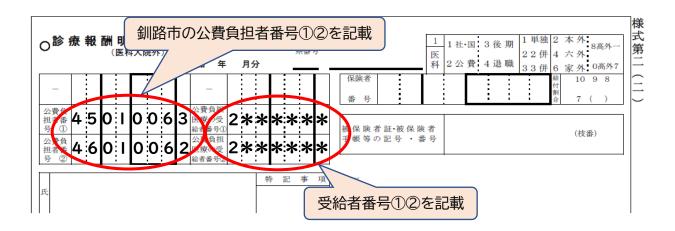


公費①(北海道基準)で822円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に822円と記載します。

診療区分: 医科·歯科入院

受給者証の区分:「障課」

年齢:3歳~高校生等(18歳の年度末まで)



【診療の具体例】

診療点数:9,003点

保険者: 90,030 円×7 割=63,021 円(未就学は8割72,024円)

道基準(公費①):90,030 円×2 割=18,006 円(未就学は 1 割 9,003

円)(57,600円を超える場合は57,600円)

市上乗せ(公費②):90,030 円×1 割=9,003 円

受給者負担:0円



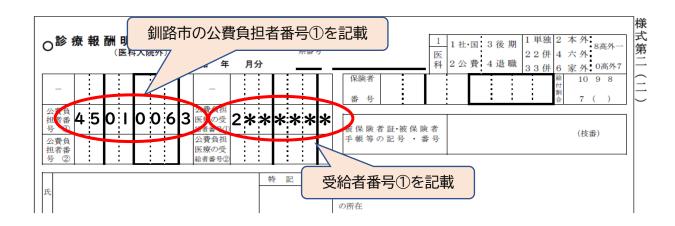
公費①(北海道基準)で9,003円(1割分)の一部負担、公費②(市上乗せ)で1割分を助成するので、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします。

公費①の「一部負担金」が月額上限である 57,600 円を超える場合は、57,600 円と記載します。

診療区分: 医科·歯科入院

受給者証の区分:「障課」

年齢:18歳(高校生等を除く)~64歳



【診療の具体例】

診療点数:9,003点

保険者:90,030 円×7 割=63,021 円

道基準(公費①):90,030円×2割=18,006円(57,600円を超える場合

は 57,600 円)

受給者負担:9,003円



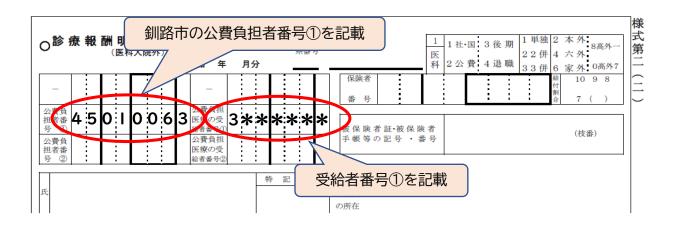
公費①(北海道基準)で9,003円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に9,003円と記載します。

公費①の「一部負担金」が月額上限である 57,600 円を超える場合は、57,600 円と記載します。

診療区分: 医科·歯科通院

受給者証の区分:「老課」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220円×7割=5,754円(保険負担割合が2割の場合は6,576円)

道基準(公費①):8,220 円×2 割=1,644 円(保険負担割合が2割の場合は

822円、月額18,000円を超える場合は18,000円)

受給者負担:8,220 円×1 割=822 円

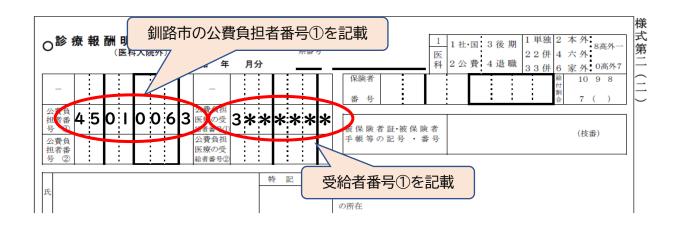


公費①(北海道基準)で822円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に822円と記載します。

診療区分: 医科·歯科入院

受給者証の区分:「老課」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



【診療の具体例】

診療点数:9,003点

保険者: 90,030 円×7 割=63,021 円(保険負担割合が2割の場合は

72,024円)

道基準(公費①):90,030 円×2 割=18,006 円(保険負担割合が2割の場

合は 9,003 円、57,600 円を超える場合は 57,600 円)

受給者負担:90,030 円×1 割=9,003 円



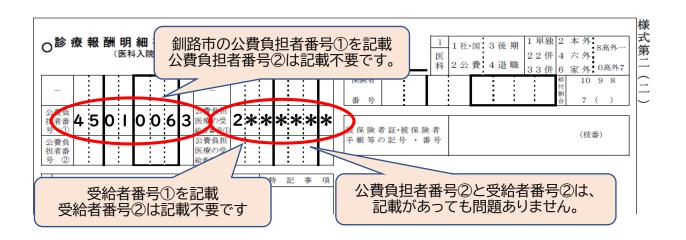
公費①(北海道基準)で 9,003 円(1 割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に 9,003 円と記載します。

公費①の「一部負担金」が月額上限である 57,600 円を超える場合は、57,600 円と記載します。

受給者証の区分:「障初」

年龄:0歳~64歳

※3歳の誕生日が次の7月1日以前の場合は、2歳児であっても「障課」の場合がありますが、3歳の誕生日の属する月末(1日生まれは誕生日の前日)までは、負担区分は「障初」となります。



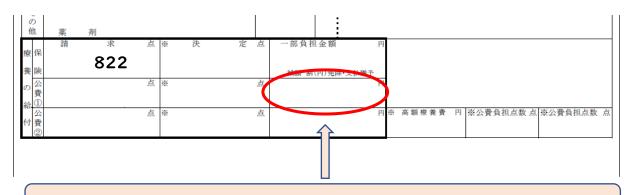
【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×7割(未就学児は8割)=5,754円

道基準(公費①):8,220 円×3 割(未就学児は2割)=2,466 円

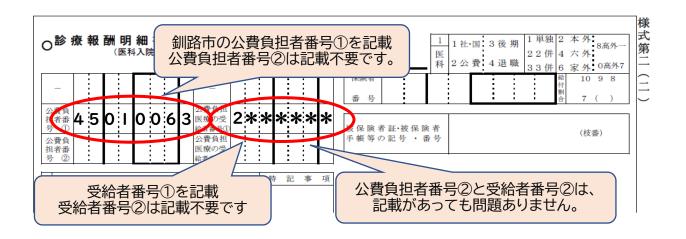
受給者負担:0円



「公費①」の「一部負担金」は空欄とします。

受給者証の区分:「老初」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



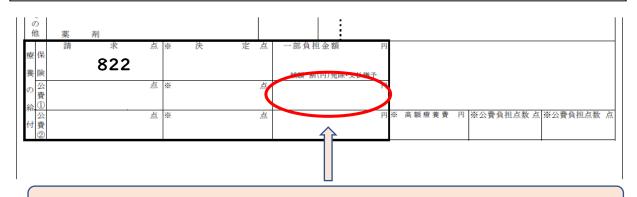
【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者: 8,220 円×9 割=7,398 円

道基準(公費①):8,220 円×1 割=822 円

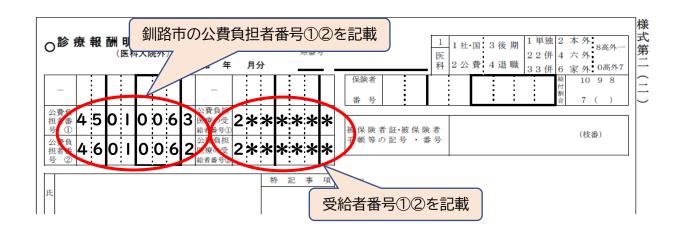
受給者負担:0円



「公費①」の「一部負担金」は空欄とします。

受給者証の区分:「障課」

年齢:3歳~高校生等(18歳の年度末まで)



【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×7割(未就学は8割)=5,754円

道基準(公費①):8,220 円×2割(未就学は1割)=1,644 円(月額18,000

円を超える場合は18,000円)

市上乗せ(公費②):8,220 円×1 割=822 円

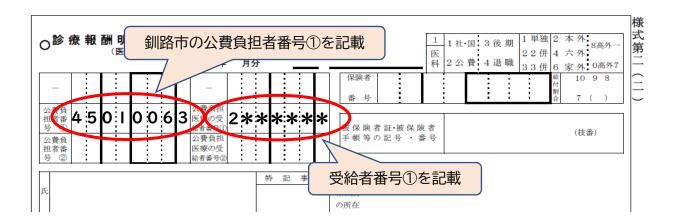
受給者負担:0円



公費①(北海道基準)で822円(1割分)の一部負担、公費②(市上乗せ)で1割分を助成するので、公費①の「一部負担金」に822円と記載し、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします。

受給者証の区分:「障課」

年齢:18歳(高校生等を除く)~64歳



【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220 円×7割=5,754円

道基準(公費①):8,220 円×2 割=1,644 円(月額18,000 円を超える

場合は18,000円)

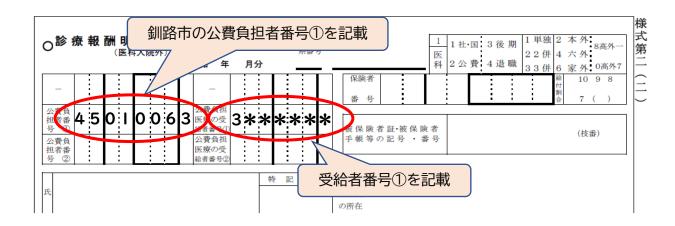
受給者負担:822円



公費①(北海道基準)で822円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に822円と記載します。

受給者証の区分:「老課」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



【診療の具体例】

診療点数:822点

保険者:8,220円×7割=5,754円(保険負担割合が2割の場合6,576円)

道基準(公費①):8,220 円×2 割=1,644 円(月額18,000 円を超える場

合18,000円)

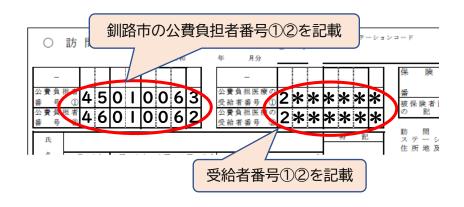
受給者負担:8,220 円×1 割=822 円



公費①(北海道基準)で822円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に822円と記載します。

受給者証の区分:「障初」

年齢: 0歳~高校生等(18歳の年度末まで)



【診療の具体例】

費用額:34,560円

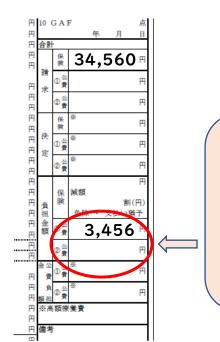
保険者:34,560 円×7割(未就学は8割)=24,192円

道基準(公費①):34,560 円×2割(未就学は1割)=6,912 円

※「障初」は月額上限8,000円(3歳未満は18,000円の場合あり)

市上乗せ(公費②):3,456円

受給者負担:0円

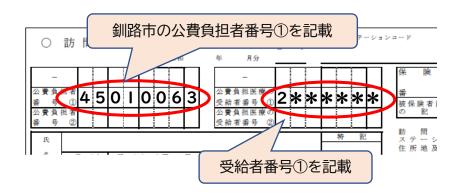


公費①(北海道基準)で 3,456 円(1 割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に 3,456 円と記載します。

公費①の「一部負担金」が月額上限額(18,000円または8,000円)を超える場合は月額上限額を記載します。 公費②(市上乗せ)で1割分を助成するので、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします。

受給者証の区分:「障初」

年齢:18歳(高校生等を除く)~64歳



【診療の具体例】

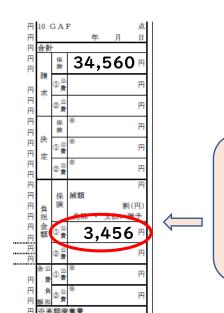
費用額:34,560円

保険者:34,560 円×7割=24,192 円

道基準(公費①):34,560 円×2 割=6,912 円

※「障初」は月額上限8,000円

受給者負担:3,456円



公費①(北海道基準)で3,456円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に3,456円と記載します。

公費①の「一部負担金」が月額上限額(18,000円または8,000円)を超える場合は月額上限額を記載します。

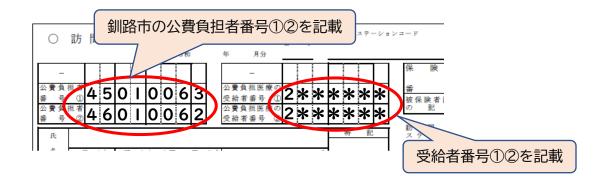
受給者証の区分:「老初」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)

重度心身障がい者医療の適用による自己負担および後期高齢者医療の自己負担が、いずれも1割負担であるため、重度心身障がい者医療への請求はありません。

受給者証の区分:「障課」

年齢:3歳~高校生等(18歳の年度末まで)



【診療の具体例】

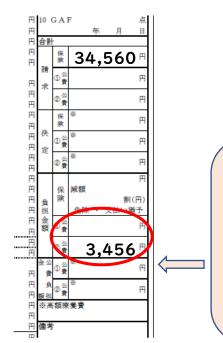
費用額:34,560円

保険者:34,560 円×7割(未就学は8割)=24,192円

道基準(公費①):34,560 円×2 割(未就学は1割)=6,912 円

※「障課」は月額上限 18,000 円市上乗せ(公費②):3,456 円

受給者負担:0円



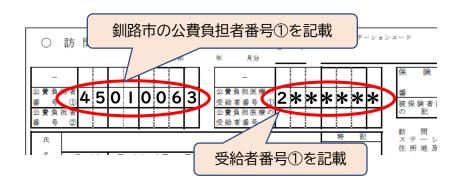
公費①(北海道基準)で3,456円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に3,456円と記載します。

公費①の「一部負担金」が月額上限額(18,000円)を 超える場合は月額上限額を記載します。

公費②(市上乗せ)で1割分を助成するので、「公費②」の「一部負担金」は空欄とします。

受給者証の区分:「障課」

年齢:18歳(高校生等を除く)~64歳



【診療の具体例】

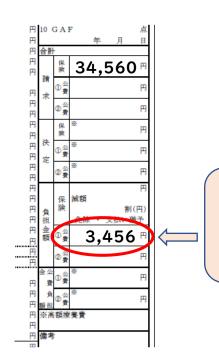
費用額:34,560円

保険者:34,560 円×7 割=24,192 円

道基準(公費①):34,560 円×2 割=6,912 円

※「障課」は月額上限18,000円

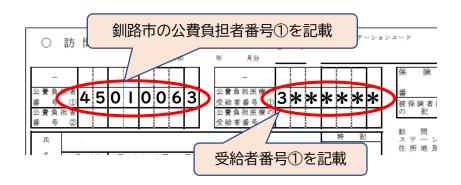
受給者負担:3,456円



公費①(北海道基準)で3,456円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に3,456円と記載します。 公費①の「一部負担金」が月額上限額(18,000円)を超える場合は月額上限額を記載します。

受給者証の区分:「老課」

年龄:65 歳以上(後期高齢者医療)



【診療の具体例】

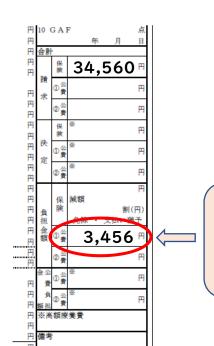
費用額:34,560円

保険者:34,560 円×7割=24,192 円(保険負担割合2割は27,648円) 道基準(公費①):34,560 円×2 割=6,912 円(保険負担割合2割は

3,456円)

※「老課」は月額上限18,000円

受給者負担:3,456円



公費①(北海道基準)で3,456円(1割分)の一部負担となるので、公費①の「一部負担金」に3,456円と記載します。 公費①の「一部負担金」が月額上限額(18,000円)を超える場合は月額上限額を記載します。